

田中和明著『新信託法と信託実務』
三菱UFJ信託銀行編著
『信託の法務と実務〔5訂版〕』

堂園昇平

1. はじめに

平成19年9月30日の新信託法施行後、信託の担い手を拡大するとの方向を受けて、様々な分野の識者から新信託法の解説ならびに新たな信託に向けての提言としての論文発表、文献発行が相次いでいる。

本件文献は、これらの中で、信託の担い手の中心である信託銀行の実務家が実務の視点から、信託実務について解説するものであり、その視点が適切であることならびに実務を網羅していることなどから、実務に携わる者にとって、特に重要なものといえる。

2. 田中和明著『新信託法と信託実務』

本書は、中央三井トラスト・ホールディング(株)法務部長である田中和明氏が、新信託法について、①立法に至る実務上の背景、法制審議会等での検討の経緯を踏まえて、実務的な視点から新信託法を解説するとともに、②新信託法が実務に与える影響を想定し、さらに③改正してもなお残る解釈の余地のある事項、改正したことにより新たに解釈問題となった事項について実務上の指針などを説かれたものである。

田中氏は、受託者として信託の実務に直接携わる信託銀行の法務部長としての経験に加えて、新信託法制定における法制審議会信託法部会に臨時委員として参画された経験があることから、これらを踏まえて、本書は、条文の解説としてではなく、新信託法を分析・解説し実務に役立

たせることを目的として著されている。

本書は、信託法改正の経緯および趣旨と新信託法の特徴を解説する序章にはじまり、続いて新信託法第1章総則についての「信託の成立」を置き、その後は、原則として、新信託法の順序にしたがって各章についてその章名を冠した章を設けて解説する構成となっている。ただし、特に論点の多い、受託者については、「受託者の権限」、「受託者の義務」、「受託者等の責任」、「信託の費用等および信託報酬」、「受託者の変更」、ならびに「受託者が複数の信託」の6章を設けて、また受益者についても、「受益者・受益権」、「信託管理人・信託監督人・受益者代理人」の2章を設けて詳細に解説されているほか、「民事信託」、「事業の信託」および「信託財産の破産」については、それぞれに論じるべき特有の問題があることから、信託法の章立てとは別に特に章が設けられている。

なお、新信託法第8章「受益証券発行信託の特例」、第9章「限定責任信託の特例」および第10章「受益証券発行限定責任信託の特例」については、まとめて「受益証券発行信託及び限定責任信託」として、また同第12章「雑則」、第13章「罰則」、新信託法の附則および整備法の経過措置についても、まとめて「雑則・罰則・附則・経過措置」として解説されている。

各事項の内容については、まず旧信託法における考え方が述べられ、続いて新信託法制定における考え方が述べられている。旧信託法と新信託法の比較として便利であるとともに、特に、重要な箇所については、法制審議会での審議過程における議論や考え方など、今後の解釈論において、参考となるものが示されている。

また、信託の受託における信託業法（金融機関の信託業務の兼営に関する法律による信託業法の準用を含む）の規制、ならびに受託者の善管注意義務・忠実義務、信託事務処理の第三者への委託、および信託の変更については信託業法等の規制・適用による私法上の効力に対する影響についても解説されているなど、実務にとっての利便性は高い。（なお、金融商品取引法の改正により、特別法による信託受益証券・信託受益権、受益証券発行信託の受益証券のほか、信託受益権が一部の除外事

例を除き、同法上の有価証券とされているが、同法の適用についての信託の特殊性は、本書の対象とはなっていない。本書は、信託法を中心とした解説書であり、この点はやむをえないものといえよう。

本書は、信託の様々な場面において法務上の論点となり得る事項が網羅されており、実務における指針として、有用である。

3. 三菱 UFJ 信託銀行編著『信託の法務と実務〔5訂版〕』

本書は、三菱 UFJ 信託銀行が、出版している「信託の法務と実務」の5訂版である。信託の法務と実務を網羅した解説書として定評あるものである。本書は同信託銀行信託研究会の編著として、平成2年の本書の初版発行以来、社会経済環境の変化による信託の新規業務や既存業務の変化に伴い、あるいは信託法に関する学説や判例の進展などに合わせて、平成6年7月、10年3月、15年7月にはそれぞれ「新版」、「3訂版」、「4訂版」が発行されているが、4訂版発行後の、新信託法の制定、信託業法の改正および金融商品取引法の改正を受けて、今般5訂版が発行されたものである。新たな信託法、信託業法の制定等をうけて、法務編、実務編ともに全面的な見直されている。

5訂版も、4訂版と同様に、福井修氏（現在、富山大学教授）をはじめとする同社の各部門の社員（38名）が執筆者として名を連ねており、同社をあげた長期にわたる継続的な取組みの成果である。

本書の構成は、第1編「信託の法務」（法務編）と第2編「信託の実務」（実務編）とからなっている。

第1編は、信託の意義、歴史及び種類についての「信託の概念」（第1章）、わが国の信託を規律する法についての「信託の法律」（第2章）、信託法の内容を解説する「信託の設定」以下（第3章から第14章）、信託業務に関連する「信託関連法」（第15章）ならびに「信託の会計と税務」（第16章）の各章から構成されている。4訂版に較べて「特殊な類型の信託」（第14章）が追加されたため、1章増加している。

章立てや小項目については、最小限の変更のみで極力維持されている

が、新信託法の成立・施行に対応して、ほぼ全面的に改められている。構成に継続性があることから、新法と旧法との違い等を知るためには、4訂版等と比較することが容易にできるであろう。もっとも、旧法との違いについて特に注意すべき箇所においては、旧法も含めて解説がなされており、また新法による新たな重要事項についてはその旨の記載がなされるなどの工夫が施されているので、通常は一々見比べる必要もなく、わかり易い。

第2編は、信託業務の意義、内容ならびに許認可および監督についての「信託の実務と現況」、信託類型ごとの内容を解説する「金銭の信託」以下(第2章から第24章)、信託業務に関連する「信託銀行の付随業務」(第25章)、「信託銀行の貸出業務」(第26章)ならびに「信託銀行の国際業務」(第27章)の各章から構成されている。この構成は、初版以来踏襲されており、4訂版と5訂版とでは、第2編の章の数は変わっていない。

しかしながら、少しずつ変更があり、各版を比較すると時代の変遷を窺い知ることができる。たとえば、かつては信託銀行の主力商品であった貸付信託については、初版から4訂版までは独立した章であった(初版では、31頁、4訂版でも32頁)。しかし、残高の減少、募集の停止等に伴い、5訂版では独立の章ではなく、合同運用指定金銭信託(第3章)にその1類型として9頁ほどで採り上げられているに過ぎない。逆に、金銭債権の流動化の進展を反映して、初版では15頁であった金銭債権の信託が、5訂版では46頁を占めている。

同様に、古くからの信託商品である設備信託も独立の章が廃され、動産の信託(第16章)に、その1類型として取り込まれるに至っている。

他方で、5訂版では、新たな信託類型として、「知的財産権の信託」(第19章)および「排出権の信託」(第20章)が加えられている。

4. おわりに

新信託法の施行から1年以上を経過し、自己信託についても施行され

文 献 紹 介

ている。

新法に基づく信託は信託業法、金融商品取引法の規制等もあり、爆発的な増加というような事態は見られているわけではないが、様々な研究や試行が図られている。本格的な信託の時代を迎えて、信託の受託者として信託を推進する信託銀行の実務家による信託実務に役立つことを意図して表された文献であり、業務の進展に貢献するものと考えられる。

(住友信託銀行コンプライアンス統括部副部長)

[田中和明著『新信託法と信託実務』清文社，2007年，A 5判，465頁，定価3,990円（税込）]

[三菱 UFJ 信託銀行編著『信託の法務と実務〔5訂版〕』金融財政事情研究会，2008年，A 5判，795頁，定価7,500円（税込）]

